

[041_01] 経済学研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4474856>

出版情報：経済学研究. 41 (1), 1975-12-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



昭和49年度学位論文要旨・論文審査要旨

深町郁弥氏学位授与報告

報告番号 乙第27号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和49年4月15日
学位論文題名 所有と信用

主論文の要旨

深町 郁弥

本論文は私的所有の形態展開として貨幣・信用論の体系を構築することを目指している。「国民経済学」＝古典派経済学が暗黙の前提としていたブルジョア社会の私的所有の批判的検討をもって開始されたK・マルクスの経済学構築への歩みは、『資本論』に示される経済学の体系では、商品・貨幣論に始まり遙かに聳えたつ信用制度の展開をも包摂するところにまで到達している。私的所有認識を起点として、究極的には金融市場というかたちをとる倒錯した信用制度の総体としての運動にまで論理的に上向して、体系を構成しようとするものである。

「第一篇 貨幣」では、流通の表面で自由と平等の支配しているブルジョア社会の内奥に立入って労働疎外論というかたちで資本主義的所有＝領有法則を摘出したマルクスが、それとの範疇的区別と論理的序次を明確にしたうえで、単純流通における所有＝領有法則（商品生産的所有法則）を展開していく過程を検討している。まず私的所有＝社会的分業＝私的交換という脈絡における商品・貨幣の指定という物化＝物神性論の形成、つまり商品論の成立過程を展開している。次いで私的交換のからみあいによる、交換の発展した特殊な形態としての流通把握を軸点として貨幣の形態諸規定・機能の展開過程を追跡している。そして、そこでの「総体としての流通」把握に対応して、単純流通段階の「国家」の第一次的・抽象的規定が指定される。貨幣の国民的諸形態とそれらを止揚する世界貨幣は、この「国家」規定を媒介としてあたえられる。

「第二篇 信用」では、最初に資本主義的所有（資本所有）の矛盾の再生産過程におけるあらわれとして、全過程を円滑に進行することによって成り立つ価値としての資本の運動と、資本の剰余価値領有要請との

あいだの矛盾を、『経済学批判要綱』の検討を通じて呈示する。信用にたいする資本の要請は、「流通時間の止揚」と「資本所有の量的制限」止揚に根ざし、二つの方向をとることを示している。そしてこの方向を踏まえて、商業信用、銀行信用をまず資本主義社会での基本的信用形態として展開する。このばあい、従来の信用論を信用貨幣論としてのみ展開する理論的偏りを克服するため、個別資本の共働による個別的な資本節約視点と社会的な貨幣節約視点との区別、両者の関連を展開視角として重視している。そのうえで信用論の上向発展として、一方で中央銀行、他方で手形割引市場、証券市場を包括するものとしての金融市場の位置づけを定めている。これによってまず信用論と株式会社論、証券市場論との接点を示し、擬制資本の信用形態たる所以を明らかにしている。さらにもうひとつの問題として、中央銀行と金融市場との関連、したがって金融政策の展開根拠を示すことに努めている。現代の管理通貨制度分析の方法獲得を目指してのことである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	{	主査	九州大学 教授	高木幸二郎
		副査	〃	〃 木下 悦二
		〃	〃	助教授 荒牧 正憲

本論文は、マルクス経済学の立場に立って信用理論の体系を構築することを志向したものである。この種の企ては、すでに戦後比較的是やくいくつかの試みとしてなされてきていたが、それらは多くは『資本論』第3巻第5篇の「利子生み資本」の理論にのみ典拠を求めていた。しかし『資本論』のための最初の準備ノートである『経済学批判要綱』が刊行されるにいたって、この『要綱』にまでさかのぼって、『剰余価値学説史』『資本論』というマルクス自身の研究完成の道程に沿って、信用論の体系構想を再構築しようとする企てが行なわれるようになった。本論文はそのような試みの数少ない一つである。

論文は「貨幣」と題する第1篇と「信用」と題する第2篇より成っている。

第1篇第1章は「私的所有と商品論」と題する。ここでは、マルクスの「経済学批判」体系のいくつかの

プランの比較考証を通じて、のちの『資本論』に結実した体系がその出発点を商品におくことにいたった過程を跡づけることから始めて、対象としてのブルジョア社会の「特殊歴史的社会形態」としての把握にたいして、いわゆる「生産一般」の概念における超歴史的範疇の指定の意義を明らかにしようとしている。そのさい『要綱』における「時間の節約」「時間の経済」の規定の意味を追究しながら、この「時間規定」を必要労働時間と余剰労働時間に分けることの意義と、総労働時間の欲望の多様性におうずる部門配分の意義とを強調した上で、これをブルジョア社会発展の起動力としての生産力の発展に結びつけて理解するが、右の時間規定の後者が、私的所有の商品生産的所有に対応し、前者は資本所有に対応する区別を指摘して、商品生産的所有の矛盾の開展過程としての商品と貨幣の形態規定をその単純性において示す根拠を示している。ここでは『要綱』の研究からさかのぼって、1840年代のマルクスの諸文献にも言及がおよんでおり、また商品論成立にプルードンを典型とする労働貨幣論の批判が不可避であった所以が解明されている。

貨幣の形態諸規定を取扱った第2章では、社会的生産の共同体の本質との対応において、内国的商品流通の一般的流通からの区別、国家の単純流通に対応する第1次的抽象の規定がとくに方法的見地から注目され、価値尺度と流通手段の両規定の止揚と統一としてのいわゆる「第3規定」、すなわち貨幣としての貨幣の形態規定の貨幣論体系での位置づけが論議される。この第3規定検討にあたっての基本的視角として、生産が社会的分業のもとで私的生産として営まれ、社会的物質代謝が交換を媒介としてしか進行しないという私的所有の体制把握の前提に立ち、マルクスにおける生産と流通のかかわりにかんする基本的視点の強調、すなわち流通を社会的生産の契機として把握し、それによって社会的物質代謝が総体として示されることの認識が大切であることがくりかえし説かれる。そしてこの見地、流通の生産への還帰の視点から、労働が貨幣によって買われうる状態の存在が、貨幣が「自己目的」となって流通の外部で自立することの対極の条件であると説明されるとともに、マルクスのいう「一般的勤労」、すなわち「そのものとしての交換価値を生産する直接的労働」としての「賃労働」の貨幣との対応関係が解明される。

以上のような基本的観点の説示の上に立って、第2章の第4項では、単純流通の平面での国家の規定にもとづいた「国民的流通における貨幣の特殊化」が、価

格の尺度標準と鑄貨の規定に関連して解説され、こうした貨幣の国民的形態に媒介されながら、それを止揚するものとしての世界貨幣の機能規定が論じられる。ここでは世界市場での交換が国民的流通におけるような形態での流通を形成せず、一般的交換手段に包括される国際的支払手段と購買手段の機能規定の意義とくに照明が当てられているが、さらに世界市場における内国市場と外国市場の食いこみあいの構造の認識とともに、市場の範疇に即して、信用論を課題とする本論文の対象領域の立場から、貸付資本に関連しての利子率、利子生み証券＝擬制資本に関連しての金融市場の機能の媒介の意義が示唆される。

第2章の最後の第5項で、「第3規定」の他の二機能である貨幣蓄蔵と支払手段の問題が、『要綱』の末尾に収録された「『経済学批判』原初稿断片」の記述によりながら採上げられている。ここでの貨幣蓄蔵の記述は、資本そのものにより推進されるその近代的形態への転換に主眼がおかれ、そこに信用制度の必然性への一つの足がかりがおかれる。また支払手段機能では、手形流通の現象に焦点を合わせて貨幣節約の効果が論じられ、商業信用論への理論的準備がなされる。そして最後にこれら両機能の貨幣の国民的形態による「代理」の問題をもって、先述の国家領域と世界市場の相互浸透の単純流通段階でのいちおうの総括がなされる。

第2篇は、「『経済学批判』体系と信用論」と題する第1章で始まり、まず利子生み資本の形態規定と信用論の位置づけのために『要綱』段階でのプランの検討がなされる。この検討によって、『要綱』段階で「資本一般」の一範疇として捉えられる利子生み資本は、まず競争論以前のものであることが確認され、競争論の抽象の規定における一般的利潤率の形成を論理的前提とする現行『資本論』の体系でのそれとは異なることが指摘される。それとともに固有の信用論が「資本一般」から進み出た個別諸資本の競争の論理を媒介として展開されうるものとして位置づけられている点とくに注意が促される。この信用論の論理的な位置づけは、信用の諸形態の展開が、個別諸資本の競争過程として進行する再生産＝蓄積過程においてあらわれる資本運動にたいする諸制限に関連せしめられるべきだという示唆をふくむということの指摘と結びつけられており、以下の筆者の信用論体系展開の土台に据えられた想念となっている。

この見地に立って、資本の再生産過程との関連で信用の「基本規定」がまず資本の「流通時間の止揚」に

あることが説述される。ここでは『要綱』で未完成のまま終った資本の回転と循環への鳥瞰があたえられるとともに、「すべての機能資本が信用関係を取り結ぶ」ことにより、「流通過程＝0と同様な効果を資本の価値増殖にとってもちうる方向での信用形態」としての商業信用の規定がなされる。つづいて「信用による資本の価値増殖にたいする制限を止揚するもう一つの方向」としての貨幣信用があげられる。だがこれら信用の両形態がいっそう具体的展開をあたえられ、銀行信用の指定にまでおよぶことは、「資本一般」の範囲に限定された『要綱』の叙述ではなされなかった趣旨もそこに示される。このような『要綱』の叙述の限界は、さらに信用論の展開課題としての「資本所有の量的制限」の止揚の方向についていっそう明白なたちであられてくる。すなわち個別資本の量的制限は、他の個別資本との競争の関係における機能資本の資本所有の制限の問題であり、したがってここでの競争は、諸資本の集中・集積にかかわる論理段階のものとして、それに対応する信用論の領域は、擬制資本、株式会社、金融市場を包括するのであって、『要綱』の対象領域である「資本一般」をはるかに越えるものであった。このようにして信用論体系の構築は、必然的に『要綱』の叙述の枠を脱して、「諸資本の相互的行動」としての競争の理論の組入れがなされた現行『資本論』の体系に理論的根拠を求めるものとなる。

さてこのような理論上の見取図の上に、第2篇の第2章から第5章まで、順次商業信用、銀行信用、中央銀行、金融市場の諸項目が採上げられてゆく。

商業信用を資本主義的信用形態とする論理については、筆者はこれまでの論争の成果の上に立って、その形態的可能性からでなく、再生産過程にある機能資本家のあいだにそれが取り結ばれる必然性から導かねばならないとする。すなわち私的所有を商品生産的所有と資本所有とに区別することによって、商業信用による貨幣の節約機構が、形態的には商品生産的所有の必然的帰結としての商品流通そのものに立脚してあたえられるが、この貨幣節約への衝動は資本の論理の上でのみあたえられることを強調する。この理論的前提のもとに、商業信用による貨幣節約の内容を、支払手段機能における流通速度の加速による貨幣節約と相殺としてあらわれる節約との二段階に分けて説明し、この段階の区別を個別諸資本の相互的関連における資本の再生産過程の具体的事例によってマルクスのいう「信用の役割」での「準備金の縮小」にまでおよんで解説している。

つづく「銀行信用」の章では、「対象と方法」の項で、商業信用が個別資本の再生産過程からの個別的な資本還流に依存せざるをえない限界の止揚を求めるところに、銀行信用論の論理の出発点を設定し、この信用範疇の再生産過程の外部に自立した銀行業によってあたえられる貨幣信用という規定をまず確認する。そしてこの銀行業成立の要件としての遊休貨幣資本の利子生み資本化を指示するとともに、遊休資本に関連して『資本論』にいわれる蓄蔵貨幣の諸形態について解説する。そしてこの前提の上に立ち、銀行業にかんする「貨幣資本の現実の貸し手と借り手のあいだの仲介者」という『資本論』の規定を示しながら、銀行業自立化の根拠をさらに進んで、利子生み資本の制度としての銀行業の規定が個別諸資本の相互的行動により疎外され、それらを越える資本の社会的性格を実現したものとして指定される点に見出すのである。

「銀行業と商品流通」の項目で注目されるのは、『資本論』の「信用制度のもとでの流通手段」からの引用にもとづき、同一貨幣が同一銀行ないし多数の銀行で異なった名目的な貨幣請求権である預金を形成し、したがってまた貸付を形成することによる貸付資本の社会的に必要な流通貨幣量からの乖離の問題、この信用創造なる事態の本質を貨幣の流通速度の加速から説明して、次段の信用貨幣の創造＝銀行券の発行における本質隠蔽の完成をあばいている点である。この銀行券については、『資本論』で「紙券による金貨幣の代位」のかたちでの貨幣節約の問題として採上げられていることに関連して説明され、マルクスの説明を銀行券の「商業流通」から「一般的流通」への浸潤、中央銀行への発券集中と銀行券への法貨規定の付与による発券制度の確立、銀行券の信用章標としての確認という三点に要約する。つづいて「銀行信用と再生産過程」の項では、手形割引のかたちでの銀行信用の個別資本の再生産におよぼす効果を検討して、それが資本形態の転換にとどまり、追加資本の入手ではないことを解明する。ところで機能資本の資本所有の制限の止揚の要請は、資本所有の「量的制限」の止揚にも志向している。このことは銀行信用の場面に、いわゆる資本への要請の比重を大ならしめる契機となる。このような要請は、競争に促迫される機能資本の最低資本量の増大とともに資本の集中というより高次の論理的段階での競争論に対応して必然的のものとして採上げざるをえなくなる。そこから追加資本の入手を可能ならしめる銀行信用の形態への言及が行なわれ、無担保対人信用、利子生み証券担保の貸付、不動産担保貸付

など、それぞれの意義が論じられる。そして国債や株式などの利子生み証券はもちろん、「将来の地代にたいするたんなる支払指図書」である土地抵当証券もふくめ、この類の剰余価値配分請求権の化体物を擬制資本として一括する。この擬制資本範疇の確立にともなう証券流通市場の成立は、これまでの個別諸資本と銀行という論理構成の段階を越えた、銀行ないし貨幣資本家相互間の関係として展開される金融市場論の対象領域を指示するものだとしている。

さて銀行信用にかんする上記二つの方向に向う基本規定からつづいておこなわれる信用制度の体系の展開が一つは中央発券銀行論であり、他の一つは金融市場論であることが明示されてくる。第4章の「中央銀行」の題下に、筆者が「発券制度としての中央銀行」の項で強調するところは、まず中央銀行を貨幣制度として捉え、そこに国家の干渉の必然的根拠を見出し、したがってこのような規制を加える国家は、総資本の意志にしたがって再生産過程の円滑な進行条件をすべての個別資本に平等に保証しようとするものであり、そこでの国家は、等価交換の原理を保証し、流過程の管理者であるかぎりでは、論理的には単純流通の展開に対応して措定された「国家」とその規定を同じくするとしている。

さらにつづく「中央銀行と信用制度」の項では、発券制度としての中央銀行の規定には、世界市場を構成する国民経済の総括者としての立場から、国際収支—為替相場—金属準備という関連が存在することが指摘される。そして中央銀行は、発展した貨幣制度の支点としてのその信用貨幣の兌換性の維持のために、公定歩合操作など金融市場にたいする強制手段を媒介として、間接的に信用統制というかたちで国民経済を規制する権限が生じてくることが論じられる。そしてこのような中央銀行政策の目標にあげられる兌換の維持と金属準備の確保は、貨幣制度の安定性に志向してはいるが、他方に貨幣恐慌の緩和という目標も掲げられる。この両者は並列して中央銀行の政策目標とされるが、後者は信用制度としての金融市場の段階に属し、前者とは論理的次元の違いの存すること、しかし両目標の達成のために中央銀行が機能の対象とするのは、ひとしく金融市場であるという点に注意が促される。そこから金融市場の構造が、古典的な手形割引市場を中心とする姿態から利子生み証券—擬制資本市場への重心の移行に伴い、公開市場操作の導入の必要が生じてくることに論及がなされてゆく。

最後に第5章の「金融市場」では、ふたたび『要綱』

のプランで掲げられた金融市場論の位置づけの検討から始められる。筆者はこのばあい、プランにいう「市場の総体的姿態」に関連して、世界市場の編成に先立つものとしての「金融市場としての資本」が直接対象とすべきものは、市場一般の段階での手形市場と利子生み証券市場の分化、また後者における商品としての証券の規定性という金融市場の内容規定、そして金融市場の一般的な機構と機能であろうと考証する。この考証にもとづいてさらに筆者は、体系プラン変遷の過程で独立の項目としてあらわれなくなった「金融市場」が、現行『資本論』では第3巻第5篇で第25章の「信用と架空資本」以下の諸章の展開で、その基本的論点の追及の可能なことを推断している。

金融市場論の内容の展開は、「古典的金融市場としての手形割引市場」の問題が、その構造と機能の序次を追って論じられる。まず採上げられた手形の「流通」証券化は、商業信用に貨幣信用の混和する段階で完成されることが指摘されるとともに、このような事態での人為的な架空の融通手形の創出、手形における擬制的証券化の現象にも言及される。そしてまた金融市場の発展にともない、こうした手形が諸銀行の貨幣資本運用の対象となることによって、銀行資産の構成の問題が論じられる。このことから手形売買に必要な貨幣量の問題にも触れられ、いわゆる「金融流通」の外観の虚妄も指摘される。総じてこの個所での論述は、イギリス金融市場の歴史的先例を背景において進められている。

最後の項目をなす「金融市場の完成としての証券市場」では、『資本論』第3巻第5篇の「貨幣資本と現実資本」の諸章で論じられた、貨幣ないし預金形態での「本来の貨幣資本の蓄積」にたいして、擬制資本たる有価証券の蓄積のかたちでの間接的・第二次的貨幣資本の蓄積の区別を出発点として展開がなされる。そして利子生み証券市場としての金融市場の対象は、右の「本来の貨幣資本」がその投下部分を利子生み証券に求めるというかたちでの両形態間の関係態様であると規定される。つづいて利子生み証券市場確立に対応する資本結合の近代的形態としての株式会社制度の一般化が採上げられる。この株式資本の位置づけに関連しても、ふたたび『要綱』にかえり、そこで「競争」のもとに信用と株式資本へ向って個別諸資本の相互的行動による止揚の連鎖が行きつく関連を指示した上で、さらに、『資本論』第3巻第27章のすでにいきたびも言及されている「信用の役割」での株式会社論が参照される。そしてこのマルクスの叙述に、はやく

も株式会社の所有構造の基本特質としての資本機能と資本所有との決定的分離の規定が見出されることを指示する。そしてマルクスの論述の要点が、株式会社の資本集中機構としての規定であることもあわせて指示している。

「証券市場の構造と機能」の個所では、再生産過程への資本の拘束にもとづく長期資本の調達が必要が、貨幣資本家の資本形態転換を他の貨幣資本家への証券代位のかたちで行なわせるにいたった所以を説明しつつ、証券市場での貨幣資本運動を規制する証券の価格変動が論じられる。その価格変動を左右するものとして、各個別機能資本の個別利潤と金融市場の利子率の動向があげられ、投機の主要対象としての株式のばあいにもみられるような差額利潤の量的多様性に関連しては、証券市場の分化・特殊化にも言及されてゆく。またこの証券価格変動を媒介として資本所有の移転・集中・収奪の実現の態様の問題が、証券市場の機能としてあげられている。そして最後に、証券価格変動の規定要因としての利子率の動向が採上げられ、これを産業循環の各局面との関連で要約的に記し、ふたたびマルクスの叙述によって、「投機が労働にかかわって、資本所有の本来の獲得方法としてあらわれ、また直接的暴力にもとってかわる」として、締めくくりがなされている。

以上が本論文の内容の概要であるが、『要綱』の精細な検討を『資本論』の展開につないで論述の骨格としていることは略述の通りであり、そこに本論文の一つの業績として評価される面のあることが認められる。また信用理論の体系を金融市場論にまで及ぶ展望のもとに収めて、それと貨幣制度としての中央発券銀行との有機的関連を明らかにしつつ、包括的な視野に立った展開がなされている点も、過去の信用論研究の水準から一歩進み出ている点である。最近までの多くの論争を含めた文献渉猟とそこに見出される成果の吸収は多岐にわたっており、また諸所に筆者の創見と見られる論述も示されている。分析論理の一貫している点も評価に値しよう。

したがって本論文は経済学博士の学位授与に値すると思われる。

崔 泰鎬氏学位授与報告

報告番号 乙第28号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和49年10月22日

学位論文題名 開港（1876年）初期における韓日関税協定と韓国の関税制度
——1880年代を中心に——

主論文の要旨

崔 泰鎬

本論文では、二つの部門に研究の焦点を置いている。即ち、韓国の開港以後における韓日関税協定の経緯と海關創設初期における韓国の関税制度のありかたを究明しようと試みる。おおざっぱにいうと、第1章と第2章では、前者の問題を追及し、第3章と第4章では、後者の問題について触れる。各章の内容を要約すると大要次の如くである。

第1章では、韓国における開港の経緯と開港初期における無関税協定およびそれに対する韓国側の反抗形態などについて触れる。韓国より約20年前に開港した日本は、欧米式の武力外交手段を模倣し、また欧米諸国が日本に強要して締結した不平等開港条約を手本として、1876年2月、強圧的な高姿勢で、韓国の開港を実現させた。そして同年8月には、開港条約の附属章程として、韓日貿易規則を締結したのであるが、当時の日本政府は、武力示威と近代的外交通商問題に無知蒙昧であった韓国側の代表を十二分利用して、無関税貿易を協定した。ところが、韓国政府は、暫くの間、東洋諸国における近代貿易の実際を見聞することにより、無関税貿易の不当性を漸次認識するようになったので、1878年9月に至り、一方的な措置で、釜山に海關を設け、関税を賦課徴収した。その結果、同年12月4日には、関税徴収問題をめぐって、日韓両国の間に釜山関税事件が勃発し、韓国政府は、日本側の武力示威により止むを得ず同年12月26日に至って釜山海關を廃関したのである。

第2章では、韓国政府の対日関税権回復交渉および韓日関税協定の成立経緯について触れる。一応、関税権の重要性を認識するようになった韓国政府は、1880年代に至り、対日使節団を派遣して積極的な関税権回復交渉を展開した。そしてまた同年代には、韓国をめぐる国際情勢も急転していた。即ち、韓国における第二の開国ともいえる欧米諸国との開港問題が1880年代に至ってからは、避けることの出来ない問題として迫っていた。それでこのような国際情勢の動向を窺望していた日本政府は、韓日間の懸案問題として提起されていた関税協定問題をそれ以上、遅延させることは出来なかった。ことに間も無く締結される韓米条約などが、今後の日韓貿易に不利な関税協定を取り極める

かも知れないので、1882年に至り韓日関税協定を急ぎ立てるようになった。その結果、1883年7月に至り、一般商品に対する従価8%の輸入税率と人蔘を除外したすべての物品に対する一律5%の輸出税率とを骨子とする韓日関税協定が成立したのである。

第3章では、韓日関税協定以後における韓国の対外貿易のありかたと関税収入の推移および韓国の政府財政における関税の役割などについて追究する。1883年7月に成立した韓日関税協定は、いわゆる協定関税の協約であったので、韓国の関税自主権を認めたものではなかった。つまり関税率を改正しようとするならば、必ず締約国との協議とその同意を必要とすることになったので、韓国側は片務的に税権の束縛を蒙ることになった。そこでこのような協定関税の圧迫の下における韓国の対外貿易の実態とそれに伴う関税収入の推移および関税収入が政府財政において果たした役割を究明している。

第4章においては、海関創設初期における韓国の関税制度のありかたを追究するため、韓国における海関の創設と海関運営の性格および関税行政の実態などについて触れる。1882年末、韓国政府は、いまだ近代的外交通商問題および間も無く創設される海関の運営などに対する知識と経験が、不十分であったので、独逸人(G. Von Mollendorff)を雇用して、彼を外交通商関係の顧問に任命する一方、海関行政の総責任者としての総税務司に任命した。それで韓国の海関は、彼によって1883年6月16日、仁川海関を始めとして、三開港場の海関が創設運営されたのである。然るに海関の運営は、1884~5年頃から清国の対韓宗主権政策が強化されるに従い漸次、その自主性が失われ、韓国の海関は清国海関への隷属的な地位に転落していったのである。また当時の関税行政一般においても、各国との開港条約およびその附属章程などにあらゆる貿易手続の細目までを協議によって定めることと規定されていた。それでいわゆる関税行政の自主権は制限されていたのである。しかし、あらゆる関税行政が各国との条約などによって、その自主性が束縛されていたとはいえ、1887~8年頃からは、関税行政の効率化を期する目的で制定実施されたいくつかの関税行政法規などによって韓国の関税行政は、漸次、整備されていったとしている。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	秀村 選三
	副査	〃	〃 木下 悦二
	〃	〃 助教授	松下 志朗

本論文は2部に分れる。まず第1章と第2章において1876年(明治9年)韓国が日本政府の圧力により無関税で開港し、その後、対日関税権回復交渉が行なわれ、1883年(明治16年)関税協定が締結されるに至る経過を明らかにし、さらに第3章と第4章において関税協定締結後における韓国の対外貿易、関税制度の内容等について研究したものである。

第1章では次のことを明らかにしている。1875年(明治8年)の江華島事件を契機として日本は韓国に開国を要求し、1876年2月11~13日の会議で、日本側はあらかじめ準備した開港条約草案を提示し、開国と修好通商条約の締結を要求した。韓国政府は和戦両派に分れていたが、清国の李鴻章の勧告により開国の方針を決め、日本の提示した草案を検討し、若干の修正をなしたのみで、2月27日に治外法権の設定などを内容とする修好条約に調印した。

その後、修好条約の附属章程である貿易規則が8月24日に調印された。この際、日本は韓国が近代的外交・通商関係に無知であることに乗じ、無関税の協定を締結したのである。しかし、その後韓国は日清両国における対外貿易の実態を見聞して、無関税貿易の不当性を認識するようになり、1878年9月韓国政府は一方的な措置で釜山に海関を設け関税徴収を始めた。日本政府は廃関停税を要求したが、韓国政府が応じなかったため同年10月10日には釜山居留民による示威運動が起り、12月4日には代理公使花房義質が武力を背景に釜山に乗り込んだ。そのため12月26日に至り廃関停税となったと述べている。

第2章は韓国政府が展開した対日関税権回復交渉と関税協定締結までの経緯を追求している。

関税権の重要性を認識した韓国政府は1880年8月と81年10月の2回対日修信使を派遣して関税権回復交渉をなしたが、何らの成果も得ることがなかった。しかし82年になると、日本は関税協定に積極性を見せるようになった。韓国をめぐる国際情勢が急転してきたからである。当時日本政府の方針は輸出入の関税率を共に従価5%にすることであった。ところが同年5月22日の韓米条約では従価10%の関税率を協定し、韓国は日本にも同じく10%を求めてきたため、会談は進展しなかった。その後、日本は7.5%まで譲歩する方針で83年7月に会談を再開し、7月25日関税率8%で協定は成立した。日本は最惠国条款の挿入を要求し、韓国もこれを受諾した。この時締結された通商章程の内容についても著者はよく検討している。

なお同年11月26日に韓英条約が締結されるや、そ

の税率7.5%は日清両国にも均霑されるに至ったことも述べている。

第3章は協定関税のもとでの居留地貿易の特徴、韓国内の客主および負荷商の役割、日清両国の対韓貿易競争、日清両国の貿易上の諸条件、関税収入の構成、推移、韓国財政における関税の役割などを分析している。

ことに輸出入品の韓国内の流過程において、客主は外商と小売商人・売込み商人との間に介在して売買斡旋にあたり、負荷商も客主を媒介として小売・売込みの役割を果し、旧来の商人が居留地外商の補助的役割をなしたことで、しかも外商の内地行商が積極化するにしたがい、相互の対立・抗争がおこったことも指摘している。

次に日清両国の対韓貿易形態について、日本が当初の仲介貿易から脱皮して、国産品の輸出に質的転換を見せていたのに対し、清国は依然として仲介貿易の形態を維持していたこと、両国の競争条件では、海運の点で日本が有利な以外は、すべて清国が有利であったが、清国商人は伝統的経営方法を墨守しており、これに比べて日本商人は西洋の企業経営を模倣して積極的に新奇な経営方法を試みていたと見ている。

また関税収入は海関の諸経費はじめ、各官庁に雇用された外国人の給料、対外借款の返済等に当てられ、また対外借款の担保としても重要な役割を果していたことを述べている。

第4章は海関創設期における関税制度を明らかにするため、海関創設の事情、その運営の性格、海関業務の実態などを究明している。

韓国の海関は83年6月から11月の間に仁川・元山・釜山の順に創設されたが、近代的外交・通商問題や海関業務についての知識・経験が乏しかったため、李鴻章の推薦によりG.v. メレンドルフを雇用して外交顧問とし、翌年5月には総税務司に任命した。また清国海関に勤務していた西洋人を雇用し、彼等によって海関が創設・運営されたとする。

その後、メレンドルフがいわゆる韓露秘密条約に関与したため、李鴻章は韓国政府に圧力をかけてメレンドルフを解任させた。李は清国の対韓宗主権を確保・強化するため、韓国の海関を清国海関の一部に統合・改編するため清国総税務司R・ハートと相談して、ハートの腹心メリルをメレンドルフの後任とし、海関の諸種の改革がなされた。このため創設当初には或程度保持されていた海関運営の自主性は喪なわれ、漸次清国海関の一部として吸収されるに至ったことを明らかにしている。

にしている。

次に海関創設期における海関業務を船舶・通商・回漕・倉庫・監視取締・防疫・統計の諸点からうかがい、業務が各国との通商条約乃至その附属章程を根拠として行なわれたことを述べ、貿易の進展に伴い従来の条約・章程では不便のみならず、海関吏と外商との間に摩擦も惹起されたため87、88年頃からいくつかの関税行政法規が制定された。それは関税行政の自主性を直ちに意味するものではないにせよ、制定・実施を契機として韓国関税制度が漸次整備されていったと理解している。

附録には、本研究に関する参考文献・資料集・文書・日記等を紹介し、また関税行政関係の主要な規定を収めている。

以上が本論文の要旨であるが、著者は今迄韓国の貿易史・貨幣史・関税史等に研究を蓄積しており、本論文は従来未開拓であった関税協定締結の事情と海関創設初期の関税業務一般を解明したものとして高く評価すべきである。本論文によって、はじめて明らかにされた点も少なくない。全体を通して日本・韓国・中国その他の豊富な史料・文献により冷静に事実を明らかにすることに努めており、史料の批判・操作も客観的である。もっとも82年の特信使を通しての対日関税交渉の実情、海関創設期における組織の改廃・変遷、雇用外国人の推移、関税の韓国財政全体における役割の適確な把握など、なお今後も解明されねばならない点もあるが、それは今後の史料の発掘をまたねばならないことであろう。また韓国と中国との貿易関係についても更に解明されねばならない。しかし、それを本論文に求めるには余りにも大きな課題であろう。本論文は今後日本・韓国・中国三国の貿易史の研究を進展させる基礎的研究の一つと言えるであろう。

なお、論文を中心とする専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等より判断して充分であると認められる。

したがって、この研究は経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

高木彰氏学位授与報告

報告番号 乙第29号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和50年3月24日

学位論文題名 再生産表式論の研究

主論文の要旨

高木 彰

本論文においては、マルクスの『資本論』第2部第3篇において展開されている再生産表式論の、「近代社会の経済的運動法則」の解明に対してもつ意義と限界が主として論じられる。

本論文は、3篇から構成されているが、内容的には大きく2分されるものである。前半の第1～5章においては、再生産表式論の理論的課題とその基軸論理を明瞭ならしめるために、再生産表式が『資本論』体系の形成史と論理構造の中において検討されている。後半の第6～10章においては、再生産表式そのものに内在し、再生産表式に依拠して、資本の蓄積＝拡大再生産過程の内的構造の分析、産業循環の上昇局面の再生産的連関による解明が意図されている。

再生産表式の形成史（第1～4章）における問題点は、1863年に作成されたマルクスの「経済表」が確立していく過程と、その「経済表」が1878年頃に作成された再生産表式へと発展・転化していく過程における諸契機を抽出することにある。第1の点は、アダム・スミスの「V+Mのドグマ」の克服による3価値構成、2部門分割、3大流通という再生産表式の基礎範疇の確立と、ケネーの「経済表」の検討の結果、把握された商品資本循環範式 $W' \dots W'$ による分析視角の設定である。第2の点は、現行『資本論』体系の確立過程の研究と密接な連関を持つものである。「経済表」の表式への転化は、表式の数式的表現の成立と、部門構成の逆転によって果されるのであるが、決定的な点はその後者にある。再生産表式において、「経済表」とは異なり、第1部門が生産手段部門として定置されるにいたるためには、資本蓄積論（『資本論』第1部第7篇）の完成と、第2部「資本の流通過程」を「資本の循環過程」として、資本蓄積論のより具体的展開として把握するという構想の確立＝「資本循環論」の成立が、必要な前提条件である。だが、かかる理論的前提において再生産表式が確立したということは、その理論的課題が、資本蓄積の自己運動が産業循環の形姿をとらざるをえない現実的動態過程の解明として設定されることを意味するものである。

『資本論』第2部第1篇の「資本循環論」は、二重の論理構造を持つものである。その第1は、個別資本の循環範式を指定し、その特質の解明によって産業資本の循環運動の側面的性格を剔出することであり、その第2は、産業資本の現実的総循環過程を、個別資本

の3循環の統一性と連続性において把握するということである。かくて、再生産表式において、資本蓄積論のより具体的・現実的展開が課題として設定されるということは、再生産表式は、 $W' \dots W'$ を基礎的分析視角として設定しながら、 $G' \dots G'$ 、 $P \dots P$ の範式の提示する特殊資本的性格をも表示するというに他ならないのである

再生産表式において、資本蓄積の現実的動態の解明が課題として設定されるためには、再生産表式の構造的特性が明確にされねばならない。それが第6章において考察される。かかるものとして決定的意義をもつ契機は、資本の蓄積の動態、蓄積率である。再生産表式が、資本制の拡大再生産過程の現実的反映として指定される根拠は、そこにおいて蓄積率が独立変数として想定されていることにある。然るに、かかる想定は再生産の部門連関を媒介とすることによって、第1部門蓄積率の独自の・先行的決定として表現される。かかる想定こそ、資本制生産の倒錯性の表式的表現であり、資本制生産の基本的特質に関わることである。

資本蓄積の現実的動態過程が、産業循環として顕現せざるをえないことの再生産表式における機構的解明は、二様の分析視角において遂行される。それは、短期的・循環論的分析視角と長期的・成長論的分析視角と名付けることのできるものである。前者においては蓄積率は独立変数として想定され、後者においては定数として想定される。この二様の分析視角に対応して、資本制生産において特有な第1部門の急速に不均等な発展が、第1部門の「自立的」発展と、不均等発展とに概念的に区別される。

第1部門蓄積率の累積的増大を基本的契機として展開する第1部門の「自立的」発展は、「需要超過の再生産構造」として特徴づけられる好況過程の基軸論理をなすものである。それは好況過程を主導する基本的契機であるが、それと同時にその終焉の契機でもある。第1部門の「自立的」発展が急速に展開するならば、遂には、拡大再生産そのものが可能とされる条件を充すことができなくなるのであり、第1部門の発展の「自立性」が仮象でしかないことが顕在化するにいたる。

これに対して、生産力水準の増大を基本的契機として、第1部門蓄積率一定の想定のもとで設定される第1部門の不均等発展は、資本制生産の長期的過程の問題に関するものである。レーニンの定式化したのはこの後者のものである。この第1部門の「自立的」発展と不均等発展の区別と連関が、本論文における第8章

と第9、10章との連関でもある。

好況過程の分析に先立って、第7章においては、産業循環の出発局面としての不況過程とその好況過程への移行の問題が論じられる。不況過程は現実資本の蓄積を欠くという意味において単純再生産の状況を呈示するものと想定されるのであり、その好況過程への移行は、論理的には、単純再生産から拡大再生産への移行ということである。

第9章においては、「過剰蓄積への内的傾向」の析出基準として設定された「均衡蓄積軌道」の持つ意義が検討される。「均衡蓄積軌道」とは、生産部門の構成が一定であれば、蓄積率が一定であるということである。それは部門構成比率が蓄積率を規定するという資本制生産におけるとは逆の連関を前提とするものであり、資本蓄積の短期的・循環的過程の分析、従って、恐慌論にとっては意義を認めることのできないものである。それは資本制生産が長期的にはいかなる拡大再生産軌道を描きうるかの問題との関連において位置づけられるものである。

第10章においては、第1部門の不均等発展の定式化と、その持つ資本制生産における意義が問題とされる。資本制生産の歴史的意義は、人民大衆の利益を排して進められる生産力水準の急速な増大・技術進歩にあるが、この敵対的性格をもってのみ展開する技術進歩の表式的表現が、第1部門の不均等発展である。この点は、社会主義経済における「生産手段生産の優先的増大の法則」を対比することによってより鮮明なものとなる。

論文審査の要旨

論文審査担当者 { 主査 九州大学 教授 深町 郁弥
副査 〃 名誉教授 高木幸二郎
〃 〃 助教授 逢坂 充

本論文は3つの篇より成り、第1編は「再生産表式の形成過程」と題する。その第1章「再生産表式形成の前史」では、再生産表式を発生史論的に検討するという立場から、『資本論』それ自体の形成過程にも関連して、いわゆるマルクスの経済学批判体系のプラン問題への明確な意識のもとに、『経済学批判要綱』にまでさかのぼっての検討を行なっている。そのために第1節「『経済学批判要綱』の理論的性格について」で、「資本一般」に照応する『要綱』に見られる再生産論の内容を摘出しながら、資本の総再生産過程、資本の動態的変動の必然性を把握する意図において、「資本一般」の理論的範囲を越え、すでにそこに『要

綱』のマルクスから『資本論』のマルクスへの移行の内的必然性が示されている点を指摘する。

つづいて第2章「再生産表式の基礎範疇の確立」では、『要綱』につづくマルクスの手稿『剰余価値学説史』の研究成果の検討を試みる。そこではまず、従来通説と見られてきた1862年の地代論の完成にマルクスの「経済表」成立の起点を求める見解を排して、それによっては後者の「表」それ自体のもつレーゾンデートルが不明確になり、はるかおそく1878年頃に作成された再生産表式と表とが同一視されてしまうと批判する。そして第2節「不変資本の再生産の研究について」では、有名なスミスの「V+Mのドグマ」の批判の展開の詳細な跡づけを行ない、そこに生産部門の2大部門分割への必然性にかんする論証の示されることを解説する。そして第3章「マルクスの『経済表』の確立」では、この表においてスミスのドグマ批判とともに、俗流経済学の三位一体範式批判を総括的に図示することが意図されていることが指摘されるとともに、「経済表」をもって「資本一般」の体系の総括者の位置におき、そこに資本の総再生産過程を自己完結的な単純再生産過程において把握するものとの規定をあたえている。

このような見地から筆者は、表から表式への発展要因に着目しつつ、第4章「再生産表式の成立」では、『資本論』第2部の形成を論ずる。そのために「資本の流通过程」の構想の変遷を、『学説史』の時代を中心とする「1961～65年頃の構想」、第1部初版の出版された前後「1865～70年頃の構想」、そしてマルクスの晩年に属する「1877年以降の構想」という三段階に分け、検討を進める。このばあい筆者の見解においてとくに強調されているのは、1877年にいたって初めていわゆる「第五稿」をもって資本循環論が確立するにいたったこと、これと関連して再生産表式の分析の理論的課題を、三循環の統一としての産業資本の循環過程の把握、しかも生産と流通の統一としての把握として設定することにある。そしてまた終稿第八稿において生産財部門と消費財部門を逆転させ、前者を第1部門として規定することに変更した問題についても、殊に拡大再生産表式の展開の視点からはこれを画期的意義をもつものと見なしている。

さて「再生産様式の理論的構造」と題する第2篇では、再生産表式の理論的課題として設定された、産業循環の形姿をとらざるをえない資本制的蓄積の現実的動態の解明ということを経理構造的に帰結するために、資本循環論と再生産表式との関連をまず第5章で

問題にしている。このばあい筆者は資本の現実的循環過程の総体的特質の解明のために、『資本論』第2部の第1～3章と区別された第4章「循環過程の3つの図式」の想定の理論的意義、すなわち産業資本の現実的総循環を三循環範式の統一性と連続性において把握する見地の意義を重視する。これは第2部第3篇の再生産表式論が、資本循環論をその総体性において展開しているとの見地からあえてなされているものであり、表式論を通常なされている商品資本循環図式のみの変形と見る見方にその見解を対置させるためである。そこに筆者は、再生産表式を資本制経済の総括的・「全機構」的把握の理論的基準として指定する理論的根拠を求めるのである。

以上の準備をもって「再生産表式の基礎構造」と題する第6章で、再生産表式の分析そのものに入るのであるが、そのために第1節では「再生産表式の一般的表現」と題して、表式の表示する諸関連を記号式によって示す作業を行っており、それは諸々の変化式を含め25個の展開式となっている。その展開には定差方程式や行列記号による表示も用いられている。そのばあいの分析の主題は、第2節の題目「再生産表式における『生産と消費の矛盾』」に示されているように、「生産の資本主義的形態」と「制限された消費の必然性」との矛盾が、再生産表式においていかに構造的に論定されるかということである。この論定がなされるための表式の構造的契機を筆者は、拡大再生産のばあいの蓄積率の独立変数としての想定に求める。そしてこの関連の記号式による一般的表現にもとづいて、筆者は次のように述べる。この一般的表現が示していることは、「第2部門の拡大と成長の規定要因は、第2部門の成長率、蓄積率ではなく、第1部門の成長率、蓄積率であるということである。そのことは同時に、拡大再生産過程を主導するものは、第1部門蓄積率に他ならないということの意味している。そこに再生産表式分析において第1部門蓄積率が先行的に決定されねばならない現実的根拠が存する。」(149ページ)「再生産表式と恐慌・産業循環」と題する第3篇の第7章「単純再生産表式と不況過程」で、まず産業循環過程において単純再生産の状況を呈するのは、恐慌切抜け直後の段階としての不況過程であるとして、産業循環分析の出発局面を不況局面と見る見解を示し、この問題に関する従来の諸見解を検討する。つづいて「単純再生産から拡大再生産への移行について」と題する一節で、『資本論』でマルクスが行なっていくつかの表式例について、そこに意図せられた趣

意を探る試みを行なっている。

第8章「拡大再生産表式と好況過程」はこの篇の本章をなしているが、まずその第1節「好況過程の基本的特徴」で、数式展開によりながら、次のような論定がなされる。すなわち第1部門蓄積率の累積的増大によって第1部門成長率は第2部門成長率を凌駕するが、この第1部門の不均等に急速な発展が好況過程を支える物質的基盤であり、このような第1部門の発展の形態を第1部門の「自立的」発展と呼ぶ。この発展はさらに具体化されて、第1部門のうち生産財用生産財部門が消費財用生産財部門とその他のいかなる生産部門にもまして急速に拡大する過程であり、このような第1部門とくにそのうちの生産財用部門の自立的発展は、労働者大衆の狭隘な消費限界を基礎としてのみ可能であって、そこに資本制生産に固有な生産と消費の矛盾の累積と成熟を見ると述べられる。そして第1部門の「自立的」発展の論理を基軸として過剰生産が根拠づけられるにいたり、過剰生産を基本現象とする恐慌の現実性の指定が可能になるともいう。

第2節「好況過程における再生産構造の変容」で筆者の説こうとしていることは、資本家の個人的消費と蓄積率の相反関係に関連している。すなわち筆者のいわゆる活況過程が好況過程につづく段階において、第1部門蓄積率の累積的増大が進行し、資本家の個人的消費の可変部分の減少が進み、結局はそれを零にしてしまう。そしてそれ以上の加速的蓄積、第1部門の蓄積率の累積運動は、基礎的消費の部分まで資本化するにいたるので、右の累積運動は停止せざるをえない。第1部門蓄積率の累積的増大が停止するということは、蓄積軌道が修正されることであり、産業循環の上昇傾向は反転せざるをえないと筆者はいうのである。

第3節「需給関係の逆転の構造」では、最初に「拡大再生産の可能条件」を吟味し、次の趣意を述べる。拡大再生産が可能であるためには、生産部門の構成比が一定の範囲に存在しなければならぬということであるが、そのことは好況過程の基本的特徴である第1部門、あるいはそのうちの生産財用部門の不均等に急速な発展、部門構成比の増大には一定の限界が画されているということの意味する。好況過程においては、両部門における需要と供給の均衡のとれた発展といえども、資本の有機的構成、剰余価値率等の所与の生産条件によって規定される一定の限界をもっているということである。

第2項「需給関係の逆転」での展開は次のように要約される。第1部門蓄積率の累積的増大運動が急速で

あり、強蓄積、加速度蓄積が累年にわたって継続されるならば、生産財における需給の逆転を惹起し、ついには拡大再生産の可能条件によって画される限界そのものに突き当るのであり、そこまで達したならばかかる蓄積様式そのものは不可能になり、蓄積軌道の修正が不可避免的に惹起されることになる。生産財の需給の逆転によって生じる生産財の過剰生産が相対的であるとすれば、拡大再生産の可能条件によって画される限界に突き当ることによって顕在化する過剰生産は絶対的であるということができよう。これにたいして第1部門蓄積率の累積的増大運動がそれほど急速でないならば、消費財の供給過剰が惹起されることもある。それ故第1部門の「自立的」発展がどの程度に急速であるかによって、第2部門において、あるいは第1部門において供給過剰、過剰生産が惹起されることになる。換言すれば、供給過剰、過剰生産が絶対的にいずれかの生産部門で発生するというのではなく、第1部門の自立的発展の程度によって、それは生産財であることもあり、消費財であることもあるということである。だが他方にまた第1部門蓄積率の累積的増大運動が急速に展開することの結果として惹起される生産財の過剰生産は、第2部門の過剰をも惹起していくのであって、それが他の生産部門にあたえる影響は、その程度において、その規模において消費財の過剰生産よりも格段とまさっている。

「均衡蓄積軌道」を論じた第9章、また「第1部門の不均等発展について」と題する第10章は、以上の筆者の所論を傍証する補論の意味をもっている。

本論文の大体の筋道は以上のごとくであるが、再生産表式にかんする研究は、周知のツガン・バラノウスキーの業績以後長期にわたってひじょうに多くの論議を重ねてきた問題であったにもかかわらず、マルクス経済学の研究史の上で今日までその成果がかならずしも統一された評価を受けるまでのものを生み出すにいたっていない難問題の一つであった。本論文筆者はこの課題に取組み、従来行なわれるべくしてあまり行なわれていなかった独自の視角からの接近を試みて、本論題の研究展開に一つの路線開拓を企てたと見なされる。したがって第1篇の理論的研究から始まって随所に筆者独自の見解や試論と見なされるものが展開され、また各篇章ごとに従来の諸論者の見解への批判が加えられて、全篇論争の書としての体裁をさえ形づくっている。殊に日本での最近十数年に及ぶ諸研究への言及は仔細にわたっており、学界においても注目を浴びるにいたっているということができよう。

以上によって見ることで再生産表式にかんする本論文独自の研究成果の評価から、本論文は経済学博士の学位を授与するに値すると認められる。

岩元和秋氏学位授与報告

報告番号 乙第30号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 昭和50年3月26日

学位論文題名 現代地方財政論

主論文の要旨

岩元 和秋

(1) 主論文「現代地方財政論」の論旨は、現段階における地方財政のあり方を規制しているものは何か、を解明し、これによって国家独占資本主義体制のもとでの地方財政の位置づけを行なった。そして、敢えていうならば単に国家財政論の一分枝としての地方財政論ではなく、もちろんその一環でありながらも独自の研究領域を主張し得る地方財政論の構築へのアプローチを試みたものである。

(2) 論旨の概略をいうならば、現段階における地方財政のあり方を最も基底的に規制しているのは国家独占資本主義体制のもとにおける資本主義経済の発展法則であるが、具体的に直接規制するものは第一に地域経済の不均等発展であり、第二には国の地方自治体に対する財政支配である。前者は地方財政のいわば外側からの規制要因であり、後者は国と地方自治体の関係を基軸とした内在的規制要因である。

地域経済の不均等発展が規制要因であるというのは、独占段階が進むと利潤の極大化をはかる独占資本は個々の資本対労働の生産関係のなかからの剰余価値の吸収だけでなく、その枠外にある農漁民、中小零細企業者への収奪を、特に国家権力を媒介として（たとえば低賃金水準維持のための食糧制度や農業補助金制度）進めるから、これら農漁民や中小零細企業者の多い地域経済と、大企業を中心に人口集中し、経済諸量の集積した地域経済との不均等発展が進み、ひいてはこれが地方自治体相互間の財政力の不均衡をもたらしからである。そして、独占体制が国家独占資本主義体制に進むにしたがって、体制側からはたとえば均質な労働力確保のための教育の機会均等、あるいは社会保障条件の均等を保障するナショナル・ミニマムの実現と維持が要求されてくるが、このことは地域住民の側から下からの要求として要請される。この上からと

下からの要請との力関係の上にたつて、この地方財政力の不均衡を均衡化しようとする地方財政調整制度の役割が体制の「安定」装置として重要な意義をもっているのである。

地方財政のあり方を規制する他の要因としての国の地方財政支配については、具体的には地方財政の歳入、歳出や公営企業のしくみを通じて行なわれることはいふまでもないが、独占体制の進展につれて中央集権化が必然的に強まるにしても、それは端的に上から権力を浸透させるという「素朴な」支配を脱けだし、権力的地方分権を「民主的」なしくみとして認定した上で、これを通して立法的、行政的に、あるいは非権力的な指導、助言などによって干渉、関与するが、それを可能ならしめるものが国の地方自治体に対する財政支配である。特に財政資金交付を媒介とする間接的な地方行政財政支配はわが国地方財政の場合特徴的である。

このような国の地方財政支配は、産業基盤を充実し、合理化政策を浸透せしめ、これによって資本蓄積を推進せんとする独占体制の要請にすぐれて役立ち、国と地方の財政一体化による安あがりの地方財政を可能ならしめるものである。

(3)ところで、以上に述べた要因によって地方財政は規制を受けるが、しかし、地方財政を通じての中央集権支配は必ずしも末端の地域経済ないし地域住民を直線的に把えるものではない。これまでの地方財政論の視角はとかく国プラス地方自治体当局と、これに対する(ないしその支配をうける)地方住民というところに据えられて、地方自治体当局は国に従属するものとして一面的にとらえられていたが、国家独占資本主義体制の矛盾が地域経済に析出する現段階においては住民のこれに対する抵抗、住民意識の向上、住民の組織化などを背景として、これに支えられた地方自治体当局と、これに対する国との対決という局面も財政という媒体を通じてあり得るのであって、このことを視野の中に取り入れて考察する必要がある。この視座に立って地方財政論の新たな可能性を求めることができるであろう。

(4)副論文の「地方財政論」はアメリカ、イギリス両国の地方財政との比較をとり入れて主論文をいくらか補完したものであり、「地域経済と生活水準」は上述の地域経済論を住民生活水準との関係において理論的に整理するとともに政策的提言を若干加えたものである。

「国庫補助金論」は概説的なものであるが、特に独

占段階における国庫補助金の果す機能を検討し、あわせて地方財政調整制度との関連を明らかにしたものである。

他の二論文「土地改良費国庫補助金について」および「限界地農業投資の問題性」は土地改良事業費に対する国庫補助金には特にわが国農業の特質に対応して統治術の性格が強く、それによって安あがりの農政が可能となっているしくみを明らかにし、一方、大規模土地改良事業に対して国が社会資本投資を拒否し、農家ないしその団体への個別的補助金とする理由とその問題点を明らかにしたものである。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学教授	近江谷左馬介	
	副査	〃	〃	都留 大治郎
	〃	〃	〃	深町 郁弥

本論文は、わが国の地方財政の現状分析を主題とするものであり、地方財政の構造と実態の解明にむけられた第1部と、昭和30年代以降の国の地域開発政策の展開に関連する地方財政の諸問題を取扱った第2部とから成っている。

第1部のはじめに、地方財政にかんする概括的な説明をあたえたのち、第2、3章において著者は、現代資本主義の地方財政を規制する2つの要因を論じている。「地域経済力の不均等発展」と「国の地方自治体にたいする財政支配」がそれである。

独占資本の「地域支配」によって促進される地域経済力の不均等発展は、地方団体の財政力、したがってその行政水準の格差を拡げるが、それだけに、他方では、統一的行政水準の実現をめざす国家権力による地方財政力の調整がますます必要となる。この格差の拡大と国家的調整とのあいだの矛盾にみちた過程をつうじて、地方団体にたいする国家の集権的支配をつよめる誘因が生みだされてくるのであって、これが現代地方財政をその根底において規制する第1の要因である、と著者はいう。

第2の規制要因として、国家による地方団体への組織的な資金配分があげられる。国家の地方団体にたいする立法的関与や行政的指導も、国と地方団体との財政関係をつうじて実効力をもつのであり、国家資金の配分はこの財政関係の環をなしているからである。

このような前提から出発して、著者は、現段階におけるわが国の地方財政の現状を分析している。いいかえれば、地方団体にたいする国の集権的支配が、どのように、またいかなる形で実現されているかが、著者

の本論文における問題意識なのである。

第1部第4、5章は、地方財政の歳入歳出構造の分析にあてられている。そこではまず、戦後の歳入構造の特徴として、地方歳入の高い国庫依存度が指摘されている。国庫依存度の高さは、それ自体としては、財政需要の増大にたいする自主財源の不足をいみするものにほかならない。ますますおおくの国家資金が、国庫補助金ないし財政調整資金として、地方の財政運営に充当され、財源保障や財政調整の機能を果している事実をいあらわしているのである。だが、その内容からすれば、国庫依存度の増大の事実のうちに、中央国家による地方団体の集権的支配のプロセスがふくまれている、と著者はみるのである。

中央統制の手段として、特定の事業を推進させる国庫補助金の交付はむろんのこと、地方団体の一般財源とみなされている地方財政調整資金にしても、その配分基準をなす需要額の積算基礎にかんする詳細な国家的規定をつうじて、じっさいには、地方行政を間接的に統制するものとなっているからであり、中央国家は、これら資金の配分をつうじて、地方行政にたいする支配をつよめ、その政策の地方への浸透をはかってきたのである。

ところが、30年代以降、中央と地方の財政関係に特徴的な傾向が生じてきた。それは、なによりも、公共事業費補助金のいちちしい伸長にあらわれているが、著者によれば、この動向は、高度成長政策の一環として——40年代にはいつてからは同時にまた補整的財政政策として——推進された産業基盤充実政策に地方財政が、国家補助金を媒介として組み込まれてゆく過程をしめすものにほかならないのである。

地方財政調整資金のばあいも、同様な傾向がみられる。20年代末、調整交付金制度の地方交付税制度への切換えによって、地方充当財源の枠組みが設けられたのち、30年代にはいつて投資的経費の基準需要額算入の措置がはじめられ、その後ひきつづき地方交付税の配分において投資的経費を優遇する措置がとられていった。とくにその優遇措置は、国の長期整備計画に関連する事業に重点がおかれたから、地方交付税の配分は、国の公共事業を中心に効率化されたのであり、交付税のほんらいの調整機能はむしろ後退した。地方交付税は、実質的には、公共事業補助金の性格をつよめるようになったといつてよいのである。

30年代以降のこのような特徴的傾向は、歳出面では、土木費、とくに普通建設事業費のいちじるしい伸長としてあらわれている。それは、国家計画と関連し

た建設補助事業の実施に伴うものであるが、補助事業の増大は、同時に、地方財政にはなほだしい負担増をもたらした。事実、地方税や地方交付税にしても、その少なからざる部分が補助事業費の地方負担分ないし超過負担分に充当され、地方団体の起債も、超過負担分や経常的支出不足分の振替としてなされる事態を生みだしているほどに、地方財政の窮乏がすすんだのである。財源措置をめぐって、中央と地方の葛藤がくり返されるのもそれゆえであるが、そうであればあるほど、合理化による地方団体の資金の効率的利用がますます強制されることになる。こうして、30年代以降、経常的支出の抑制、普通会計のいわゆる「企業会計化」、公営企業の独立採算制の強化、受益者負担原則の適用、起債の規制、行政事務の節約など、国の主導による地方財政の合理化政策がすすめられていったのである。

要するに、30年代以降、産業基盤充実政策をてこにして、地方行政の合理化をともしながら、国家財政と地方財政の一体的運営が強化されてゆき、この過程のなかで、地方財政は独占資本の「地域支配」を推進する役割を担わされ、それがまた資本の強蓄積のための不可欠な条件をなした、と著者は論ずるのである。そしてまた、この過程は、著者のいわゆる「国の地方自治体にたいする財政支配」が確立してゆく過程であったのである。

第2部において、著者は、30年代以降の地域開発政策に焦点をあわせながら、第1部でなされたこれまでの解明にさらに論証を加えている。

地域開発政策が本格化した30年代においても、その前半から後半にかけて政策上の発展がみられる。前半期の国の開発政策は、既成工業地帯からその周辺ないし臨海適地への進出をめざす独占資本の立地動向にむしろ追従した形でなされ、開発行政の具体的措置もどちらかといえば、個別的なものであった。

30年代後半にはいつて、開発政策は、国の長期経済計画と関連づけられながら、拠点開発構想をもって体系化され、工業立地配分を誘導する社会資本の先行投資の構想も、開発政策のなかにとり入れられていった。またこの政策は、「新産業都市」の建設や「工業整備特別地区」の整備として、部分的に、立法化され、実施されもした。そして、この政策構想をさらに徹底化したものとして、44年には、「新全国総合開発計画」が策定されたのである。

このような地域開発政策の展開にともなつて、公共投資の資金配分を軸として、中央地方の財政関係にす

でにみた変化が生じたのであり、地方団体の側での開発政策の受入れ体制も、国家の主導のもとで——地方団体の工場誘地政策に支えられながら——進展していった。町村合併による経費の節約や地域財政力の強化、さらには、「地方財政再建」を契機としてすすめられた地方行財政の合理化がそれである。40年代にはいって、地域開発は、補整的財政政策としてさらに大規模に推進され、地方財政にたいする国の集権的支配は、いっそう組織的となった。そしてこの全過程をつうじて、資本の価値増殖条件はいちじるしく改善されたといつてよいのである。

だが、この過程は、同時に、矛盾の累積の過程でもあった。この過程をつうじて、地方団体の一般行政水準が抑制されたばかりでなく、地方財政の存立条件がいっそう不安定となったからであり、そのような地方財政の危機状況は、全国的には、地域開発政策の所産である「過密・過疎」問題と絡みあって深刻化したからである。地方財政は、これらの矛盾の処理に直面している。だが、その解決にどのようにとり組もうとも、資本主義の設ける体制的なせまい限界に遭遇せざるをえないのであって、それこそが、現代地方財政の危機の本質にほかならない、と著者はみるのである。

以上が、本論文の要旨である。本論文にふくまれている論点はきわめて多岐にわたっているが、現状分析

の前提として提起された地方財政の規制要因から、地域開発政策の展開に伴う地方財政の危機の進行の分析にいたるまで、全論旨の展開は明快で、首尾一貫しており、それが本論文をきわ立たせる特色をなしている。そのうえ、本論文にふくまれているわが国地方財政の歴史的発展と諸外国の事情にかんする詳細な論述によって、その論旨は、きわめて説得的なものとなっている。

だがまた、本論文の寄与するものは、その点にとどまらない。著者は、地方財政の中央集権化といわれる歴史的傾向を、地域開発政策と関連させて具体的に論証しているのであるが、この論証をつうじて、地方財政論の取扱うべき固有の対象領域の成立しうる根拠をしめすことが意図されている。著者によれば、上からの集権的支配と下からの地域住民の要求のあいだにあって、この両者に積極的、消極的に対応する地方自治体の行財政を、国と地方の財政関係を基軸として分析するところに、地方財政論の固有の対象領域が存するというのであって、これはあたらしい問題提起である。

以上の観点から、この論文は斯学に貢献するところ大なるものとして高く評価されるべきであると考ええる。したがって、この研究は、経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。